

死刑執行による再審制度の瓦解を問う



— わが国における再審請求中の死刑確定者の死刑執行が意味すること —

日本弁護士連合会は、2016年の第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、日本政府に対して、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることなどを求めてきました。しかるに、2018年7月6日・26日及び12月27日、東京拘置所を初めとする拘置所において、15名の死刑確定者に対して死刑が執行されました。その中には再審請求中である者も含まれています。

刑罰制度は、社会復帰を実現するなどして再犯の防止に役立ち、社会全体の安全に資するものであることが必要であり、この刑罰制度全体を改革するに当たっては、とりわけ、死刑制度が、基本的人権の核をなす生命に対する権利を国が剥奪する制度であることに留意しなければなりません。死刑確定者に対しては、死刑が執行されるまで全ての刑事手続の段階において適正かつ十分な弁護権、防衛権が保障されるべきであると考えられます。

今回の講演とシンポジウムは、再審請求中の死刑確定者に対する死刑執行がもたらす重大な問題性を指摘し、死刑制度の廃止に向けた企画です

実施要領

日時

2019年3月13日(水) 17時～20時
※会場は16時40分に開場予定

場所

東京都千代田区霞が関1-1-3
弁護士会館10階1003会議室
※丸ノ内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」B1b出口直通

講師

伊達俊二弁護士(当会会員, 井上嘉浩再審弁護団)

パネリスト

江川紹子氏(作家)
加藤克佳弁護士(愛知県弁護士会会員, 専修大学大学院法務研究科教授)
豊崎七絵氏(九州大学法学研究院教授)

総合司会

柴田勝之弁護士(当会会員, 死刑制度検討連絡協議会副協議会長)

パネル司会

矢澤昇治弁護士(当会会員, 死刑制度検討連絡協議会員)

参加費

無料でご参加いただけます。

【主催】第二東京弁護士会(死刑制度検討連絡協議会)

【共催】日本弁護士連合会・東京弁護士会・第一東京弁護士会

【問い合わせ】第二東京弁護士会 人権課 TEL 03-3581-2257 <http://niben.jp/>